

院政期の海賊問題

石崎 香織

はじめに

海賊が正史上にはじめて登場するのは、天平二年（七三〇）のことである⁽¹⁾。しかし、その後にはしばらく姿を見せず、次に海賊の活動が活発になるのは平安時代初期のことである。海賊の活動は、この後、鎌倉・室町を経て、豊臣秀吉による海賊停止令まで続く。こうした海賊の歴史を先行研究から追ってみると、それぞれの時期によつて、その発生要因・構造が異なっていることがわかる⁽²⁾。しかし、これらの先行研究の中には院政期の海賊について、それを主題として書かれた論文は少なく、当時の記録から「神人」が海賊活動をしていたことについての言及しているものが殆どである。そこで、『中右記』や『長秋記』などの記録や、近年めざましい成果をあげている神人研究を頼りに、院政期の海賊の実態に迫ってみたい。

一 院政期の海賊の活動の実態

永久二年（一一一四）三月四日、『中右記』において注目すべき記述がなされている。

早旦行重来、将¹来海賊二人、大略令^レ問之処、不^レ承伏¹、申¹八幡神人由、（中略）又申云、行重所将¹来海賊一申¹八幡神人由、（後略）

つまり、捕らえられた海賊が、自分は八幡神人である、と言っている。この記事は当時の海賊の実態が「神人」であったことを示す最初の例である。神人が海賊活動をしてきた例はまだ続く。同年三月五日条には、

（略）鎮西之安成寺別当上洛之間、備前国赤尾泊所¹擧

取¹海賊可¹受取¹者、仍仰¹明兼行重¹了、海賊十一人、行重明兼将来、大略令^レ問之処、不^レ承伏¹、後日可¹拷問¹由仰了（後略）

という記述があり、更に三月十一日条では、

（略）今日海賊並官符作遍範等可¹拷問¹也、此中海賊首俄¹祇園神人¹者、早觸¹本社¹可^レ問也、（後略）

これらの記事の示すことは以下の通りである。まず、鎮西の安成寺別当が上洛途中備前国赤尾泊で捕らえられた海賊を、『中右記』の記主である検非違使別当藤原宗忠のもとに届けてきた。彼らに事情を聞いても答えようとしなかった。後日拷問にかけられることにした。そして、三月十一日、拷問にかけようとしたところ、この海賊の首領が急に自分たちは祇園神人であると言いだした。そこで、宗忠は、早く本社に照合して尋問すべきであると判断し、部下に指示した。

以上の記事から、当時の海賊の実態として、「神人」の存在が無視できないことがわかる。この時期の神人の動向については注目してみると、天永二年（一一一一）六月十四日条では、「皇后宮伊予国御封運上之間、祇園神人来推取¹了¹、永久二年五月二十四日条には、「備中運上物盜者、八幡神民者」という記述を見つけることができる。これらの記事から、彼らが諸国から運上物を盗んでいたことがわかる。

そして、八月十六日条には「南海道海賊、近日乱発、盜¹取¹諸国運上物¹也」とある。以上、諸国の運上物を盗み、取¹るといふ行為は、まぎれもなく当時の海賊の行為であり、「運上物」を盗んでいた祇園神人や八幡神人は、まさに海賊であったと言いうことができる。それでは、神人が海賊活動を行っていたのは何故だろうか。

二 海賊活動の背景

(1) 神人の活動

神人とは、平安時代末期から室町時代末期にかけての荘園制社会において、その領地拡大に盛んに活動した、神社の下級神職者や寄人を指す。神人は僧侶とは違い、俗体をもつて神社に奉仕し、祭儀その他の雑事をつとめた。神人の組織は、本社に直属する本社神人と、地方に散在する散在神人とで構成されている。地方の神人の中には、百姓身分だけでなく、郡司や御家人級の侍身分の者も含まれている。このように、神人の活動についてみていきたい。

本社神人の活動は、所屬する神社での恒例の神事への参加や、境内の警固・掃除などの日常的仕事に従事するだけではなく、年貢催促の使節として、地方の所領へ赴くこともあった。また、ときには、神輿や神木を担いで京都や国衙への強訴をしたり、あるいは、他神社との権力衝突之事力の一員として動員されたりした⁽³⁾。平安時代末期、社寺は僧兵とともに必ず神人を先頭におしたて、神輿や神木を動座してその強訴を達するをならいとしていた⁽⁴⁾。僧兵が強訴の場合、常に神木、神輿を動座し、神の威力を借りたのは、大般若経より神木や神輿の方がより一層の威力を貴族に對して持つていたためであり、ここに神人が僧兵とともに當時において恐れられていたことがわかる。

地方に散在する散在神人の場合は、末社への日常的奉仕活動、および本社への神物としての米・魚・その他の生産物の貢納（特に神前に毎日朝夕供える新鮮な魚貝を必要とした）、そして、本社神人と同じく、ときに軍事力として臨時の強訴へ参加したり、などの活動があった⁽⁵⁾。

彼らの活動において、特に注目すべき点は、以上のような基本的活動の延長線上にある、二次的活動である。彼らは祭儀の奉仕を為す代償として、また、祭祀に要する費用を捻出するために、特に許されて種々の営利行動をと

つたのである。その好例として高利貸活動があげられる。彼らは、神への初穂の意味を持つ神物である米・種子を貸し付け、その利子を取る上分米出挙・借上活動を行っていた。

神人が出挙活動をしていたことを示すものとして、後白河天皇による保元新制をあげることができ⁽⁶⁾。この新制は、当時社会問題化していた神人・悪僧の濫行停止を目的とするものであった。その第四条において、神人が「出挙の利を増」しており、「本寺並びに国司」にそれを取り締まるように命じている。その後、建久二年（一一九一年）三月二十二日、同じく後白河上皇親政下で布告された建久新制⁽⁷⁾においても、その第六条で「出挙の違法の責め」をしており、「鉾を振り、櫓を立て」「質券を札に懸ける」と記されていることから、神人の出挙・借上行為が広く展開していたことがわかる。

また、戸田芳実氏による研究においても、白河院召次勾当、近江国愛智郡司、日吉新宮神事勤仕人を兼ねた中原成行をはじめとする日吉大津神人が、十二世紀前半、広域的な出挙・借上活動を行っていたこと、などが実証されている⁽⁸⁾。

神人のこうした活動の背景には、権門という「神威」の保証があった。彼らにしてみれば、神物を貸与した利を強制的に取り立てることは、神物（神に属するもの）を神に返すという意味で、ごく正当な行為であった。しかし、暴力的に強制取り立てられた側から見れば、彼らの行為は、一種、賊的なものと捉えられたかもしない。また、彼ら自身、こうした賊的活動を「神」とも考えられる。彼らことによつて正当化していた、とも考えられる。

神人の二次的活動は、高利貸ばかりでなく、売買交易・流通などの商業活動にまで進出していった。その例として、賀茂・鴨供祭人は魚売・廻船人などの海商的な性格を有しており、日吉大津神人は廻船人として北陸領域で活動し、春日神人は、供祭として魚貝を貢納する魚貝売りとして、

八幡神人は油売・塩売・麴売、祇園神人は綿売・魚貝売として活動していたことなどがあげられる。

(2) 神人の特権

以上のような二次的活動を支えていたのは、「神人」という身分の持つ特権である。「神人」という称号は神仏にその職能によつて生み出された産物の初穂、初尾を貢献すべきものと定められた人々に對して、その職能に即して公認されたものであり、平民と彼ら神人との區別は、制度的にも社会的にもきわめて明白であつた。

彼らに保証された特権は多岐にわたる。まず、彼らが売買や流通などの商業活動をするに不可欠な、自由通行権がある。彼らは権門社寺によつて、諸国の関・泊・津・渡、山野河海などを自由に通行する権利を保證されていた。様々な神人の特権の中で、彼らに刑法上の特権が与えられていたことは、特筆すべき点である。具体的には以下の通りである。

まず、彼らはその「神人職」を解職されない限り、拷問を受けず、拘禁されず、処罰されなかつた。第一章の例で、備前国赤尾泊で捕らえられた海賊を政府が拷問にかけようとしたところ、その海賊首が急に自分は祇園神人であると言ひだした。以上のような神人の特権が背後にあつたことが考えられる。

また、神人は、たとえ罪科に処せられても、赦の対象として、他の犯罪者とは區別されたこともあつた。逆に、神人への犯罪は神人の所属する社寺への犯罪として認識され、それが原因となつて社寺の強訴が行われ、神人を殺害あるいは陵辱した者は流罪に処せられる慣例が十二世紀にはできていたという。

また十一世紀後半には、神社に訴えられた犯罪者を赦の

対象から外す、という動きが起こつていたことは、佐竹昭氏や稲葉住代氏の研究より明らかになつてゐる。佐竹氏は、赦の除外文言が登場する背景には神社側の圧力があつた、決して政府が主体的に神社に訴えられたことを重罪犯視して赦の対象から外したものでないこと、むしろ、政府は神社からの訴えに関する判断を避け、神社の主張を通していたこと、を述べられている。では、神社の圧力が「王権の聖域」ともいえる赦の除外文言にまで影響を与えることが可能であつたのは何故であらうか。その理由については、稲葉氏は、神人強訴などの神社側の圧力とともに、中央貴族を震撼させた承平・天慶の乱を、中央の手で平定できなかったことなどが示す律令国家の弛緩が、鎮護国家としての役割を担う寺院や神社の存在をより重要なものにしたといふこと、また、当時流行していた末法思想や百王思想の影響により、朝廷が神仏一寺院・神社にますますがるようになったこと、など指摘している。

以上のように、神社の權威が当時こまごま高まつていたことから、神人の特権がいかに強い力をもつていたかがわかる。特に、刑法上の特権の最大の意味は、彼ら神人が、刑法上からは手出しできない存在となることである。彼らは、諸国において、国司の手にも余る存在であつた。

(3) 海民的 神人の特権

権門社寺が海民的な性格を持つ神人に対して、諸国往反の自由という特権の他に、広大な水面を自由に使用できる権利など、海民的職能に即した特権を与えていたこと、は、神人が海賊活動を行つていた背景として注目すべき点である。

ここで、特に瀬戸内海の海上交通において活発な活動をしてきた賀茂社・鴨社に属する神人集団である供祭人が、その権

門から与えられていた特権として、保立道久氏や網野氏は「櫓・棹・杵の通路の浜は当社供祭所たるべし」「西国の脚秀文書」の一節に注目され、魚付要所である「櫓棹杵通路浜」を、供祭所として占定する漁場特権が与えられていたことを明らかにしている。賀茂社は、このように特権付与を背景に、漁労人を積極的に組織しようとしたのである。実際、賀茂神社領の摂津国長渚（長洲）御厨には、特権を求めた漁労人が大挙した。こうして神人となった漁労民は、その特権をふりかざし、そのための問題を起こしている。彼らは、漁労を行権を利用し、瀬戸内海を勝手気ままに横行し、各地で紛争を引き起こした。このような活発な航海・移住・漁場開発が、容易に想像できる。

三 権門社寺の荘園拡大と海賊

(1) 権門社寺の荘園拡大過程

先述のように、権門社寺は「神人」に様々な特権を付与することによって、新たに神人を獲得すべく積極的に動いてきた。このように、神人を組織化する過程は、権門にとつてどのようなメリットがあったのだろうか。それは、権門にいつてどのようないかなる特権が形成過程にはいつたのか、十一世紀中葉以降、院政期のことである。その中で、権門社寺は独自の経済体系を確立すべく、激しく競合しながら現地に働きかけていった。こうした権門の荘園拡大の尖兵として、神人の姿を見ることができ、具体的には、どのような経緯を以て社領を拡大していったのか、下向井氏による石清水八幡宮領安芸国呉保の成立の過程を追って考え

たい。呉別符は保元三年（一一五八）、石清水八幡宮領として史料上に登場する。その名称から、国衙領時代の呉浦の中心にあつて、開闢領主が荒野開闢を条件に一定領域の領有を国衙に申請したことがわかる。この別符の開闢領主であった呉氏が、この開闢を独自に企画し、自ら富によって力を推進したとは考えにくく、下向井氏は、この呉別符の設立が石清水八幡宮神人の上分米出挙活動と密接に関わつていたと述べられている。開闢領主たちは、開闢資本を神人の上分米出挙に大きく依存しており、彼らは上分米出挙を受けるとともに、石清水八幡宮の祭神を産土神に勧請し、自らも在地神人化して開闢の上分米を「神物」となし、神人による徴納を対捍して開闢の自由と引き替えに石清水八幡宮からの金融的吸着を受けつつ、自ら在地神人化していった。呉別符の開闢は、呉氏の神人化、呉別符の石清水八幡宮領化であった、と下向井氏はとらえられている。石清水八幡宮領は、白河・鳥羽院政期、鳥羽上皇と結合した別当光清の社領擴張政策によつて十二世紀前半に爆発的に増加する。八幡神人の活動が活発化するのもこの時期である。沿岸地域で所領拡大政策を展開していった。呉別符の設立も当時の石清水八幡宮の社領拡大政策の一形態であつたといえる。また、神人が権門社寺の社領拡大に寄つたこと（矢島）を柱島の例をあげている。賀茂神社領の八島（矢島）を柱島の例をあげている。賀茂神社領の八島を求められた特権は、航行・到達可能な浜を供祭所に選定し居住することを漁労人は賀茂社荘園に群集するとともに、この特権を得るために、漁労人は賀茂社荘園に進出して、勝手に漁労を行うなど

して問題を起こしていた。河合氏は、八島や柱島はこのよ
うな供祭人たちの進出と移住により、賀茂社領であること
が追認されたのではないかと推測されている。以上のよ
うに、神人の進出には権門社寺が神人を積極的に組織しよ
うとして、社領の拡大への意図が働いていたことがわかる。

(2) 神人のネットワーク

内海地域は魚・貝・塩などの生産が豊かであると同時に、
水運も利用できたので、当時重貨とされていた米穀も、こ
の地域からならば容易に中央へと運ぶことができた。自ら
の手に輸送にあたらなければならなかつた莊園領主は、年
貢積出に便利な船津を持つた土地を好んで占拠するととも
に、途中の輸送組織にも力を入れていた。
こうして海上交通が一層の発達を遂げるなか、権門は独
白の水上交通ルートを掌握しようとしていたとされる。石清
なかでも、瀬戸内海に最も勢力をもつていたとされる石清
水八幡宮や賀茂社・鴨社の社領は、海上交通の要衝に点在
している。石清水八幡宮は、淀川の交通路をおさえ、
そこを起点として瀬戸内海、さらには九州・山陰に至る海
上交通に大きな力を行使していた。賀茂社・鴨社領もまた、
瀬戸内海に集中し、その多くが河海に面した浦を含んでい
た。彼らは海民的な人々を神人に組織し、そのネットワーク
を通して海上・河海の交通に支配を及ぼせていたのであ
る。

四 院政期国家の海賊鎮圧政策

(1) 保元新制

以上のことから、神人がその身分的特権を利用し、とき
にその活動が海賊行為にまで及んでいたことがわかった。

このように活発化した神人の活動は当時の社会問題にまで
発展した。そこで王朝は、莊園整理のような土地制度の改
革と平行して、神人に対する整理・統制を独自に推進しな
ければならなくなつた。このような情勢の中で布告された
のが保元新制である。

保元新制は、保元元年(一一五六)閏九月十八日に後白
河天皇によつて布告された。この新制は後白河天皇の「王
土思想」を根底とした、権門社寺領の拡大を抑制すること
に重点を置いたものであつた。この中で神人の統制を
示す条項は、第三条、第五条の二箇条である。院政期国家
が神人の拠点として列挙したのは、伊勢大神宮、石清水八
幡宮、賀茂社・鴨社、春日社、日吉神社の七社であつた。
第三条では、「往古之社人」の員数には決まりがあるに
も関わらず、近年になつて社司が「賄賂」を取つて、「猥
りに神人を補し、近年になつて社司が「賄賂」を取つて、「猥
末には、所部公民が国威を蔑ろにして、或は其の掖と稱し、
る。そして、これらの事態を防ぐため、「本社」に對し
「本神人の交名並びに証文を注進し、」新加神人」を停
止するよう命じている。この条文から、公民を神人化する
という人身支配を通して、その支配を土地にまで及ぼそう
とした権門の動向を、神人の定数を定めることで抑制しよ
うとしたことがうかがえる。
第五条においては、諸国の寺社が、中央寺社の末社ある
いは権門の所領と号して、「社は数千の神人を補し、寺は
巨多は講衆を定め、各々己の威を振るひ、吏務を打妨げ、
頻りに郷村を横行し、国衙を責め煩わせたことを示し、
国司をして彼らを取り締まらせようとした。この条文
は、地方における神人の活動が活発であつたこと、そして
その増加が爆発的であつたことを示している。
が、以上の条文から、王土思想の上に成立したこの保元新制
にかなり力を入れていた莊園整理にとどまらず、神人の統制
莊園領主のみならず国家にとつても当時の交通体系に不可

欠な担い手であつたので、彼らを廃止するということは、全く問題になり得なかつた。新制はあくまで彼らを一定の枠組みに抑え込むための政策であつたといえる⁽²⁷⁾。

(2) 平氏の追討使派遣

平安末期、活発化した海賊の横行を鎮圧するための政策として、新制のような制度的対策の他に、直接的なものとして追討使の派遣があつた。このとき追討使に代々任ぜられ、それを機会に内海地域に勢力をもつてくるのが平氏である。

追討使は原則として、衛府官人から選任され、現実に鎮圧の主体となるのは押領使や警固使を指揮官とする国衙軍制であり、追討使と国内武士との間に軍事指揮権を媒介に私的主従関係が形成される余地はなかつた。しかし、十一世紀中葉以降、王朝国家は追討使の軍事指揮権を強化して諸国武士を掌握させ、軍事問題の鎮圧を図るようになった。軍事指揮権の内実は「追討宣旨」が約束する「勲功賞」⁽²⁸⁾。推挙権であり、非服従者に対する処罰権であつた⁽²⁹⁾。

平氏の追討使としての活躍は、源義親討伐から始まる。清盛の祖父である正盛は、義親討伐において軍功を挙げ、その賞として、西国の一等国である但馬国の国司に選任された。彼はその後も西国の国司を歴任しながら永久二年(一一一四)には肥前国仁和寺領藤津荘の荘司平直澄を追捕するなどの活躍を重ねていく⁽³⁰⁾。この件において注目すべきは「随兵百人、多是西海南海名士也」という記述である。このことは、内海地域の有力な国内名士の多くが、既に正盛の部下となつていたことを示す。つまり、正盛が西国国司歴任中に彼らを組織化していたことがわかる。そして国内名士糾合の促進剤となつたのは追討使という公的権威であつたと考えられる⁽³¹⁾。正盛の後継者である忠盛も、大

治四年(一一二九)追討使に補任されている⁽³²⁾。これは山陽・南海道に出没する海賊を搦め取るための補任であり、これによつて両道諸国は忠盛の海賊追討活動に協力することとが事実上義務づけられたことになる。さらに保延元年(一一三五)に再び海賊の横行が盛んとなつたときも「忠盛西海有^ニ々勢之聞^ニ被^レ発遣^ニ尤有^レ便歟」⁽³³⁾として再度追討使に補任されている。忠盛は同年八月十九日、日高禪師を賊首とする海賊を檢非違使に引き渡しているが、ここで『長秋記』の同日の記事に注目したい。「此中多是非^レ賊、只以下非^ニ忠盛家人^一者^上、号^レ賊虜進云々」⁽³⁴⁾とある。このことから忠盛が追討使という身分を利用して、自分の家人とならない者を捕らえて自らの勢力拡大を図つていたことがわかる。

平氏は海賊を追討するための「追討使」という身分の持つ権限を貪欲に利用しながら、その追討の過程において彼らを自分の支配下におさめていった。彼らを支配することに同時に先述した彼らの持つ海上のネットワークをも掌中に収めることを意味する。平氏はこのように追討使の権限を持つて、寺社の持つ従来の海上ルートに介入し、平氏独自のルートを作り上げていった。これが、平氏の最盛期である清盛の代を経て、彼らが滅亡するまでの平氏の権力基盤となつていたのである。

おわりに

以上、院政期の海賊の実態を先行研究と史料をもとに考察した。院政期の海賊活動の中心的担い手が「神人」といふ特殊な身分に位置する者であり、彼らの活動の背景には、当時大きな権力を握つていた権門神社の意図があつた。そして、政治問題化するほど活発化した彼らの濫行を鎮圧するために、院政期国家が採つた政策が新制の布告であり、追討使の派遣であつた。その「追討使」の権限を利用して

西国に権力基盤を築いていくのが平氏である。院政期以降の海賊は、ここで述べた神人を起源としており、国家による神人統制の枠組みから外れた者であった³⁵⁾。そして、この枠組みの中に統制された神人は、やがて、南北朝動乱による神仏や天皇などの「聖なるもの」の権威失墜により、没落の歴史をたどるのである。

註

- (1) 『続日本記』天平二年九月廿九日条
- (2) 下向井龍彦「国衙と武士」(『岩波講座 日本通史 6』岩波書店 一九九五年)、『国衙支配の再編成』(『新版』古代の日本)④中国・四国『角川書店 一九九二年』、『部内居住衛府舍人問題と承平南海賊』(『南海文化研究紀要』一八・一九号 一九九〇年)
- 網野善彦「中世前期における職能民の存在形態」(『日本中世史研究の軌跡』永原慶二・佐々木潤之介編 東京大学出版会 一九八八年)、『海と列島の二世』(『日本エディタースクール出版部 一九九五年』、『悪党と海賊』(法政大学出版局 一九九五年)
- (3) 豊田武「中性の商人と交通」(吉川弘文館 一九八三年)
- (4) 稲葉伸道「神人・寄人」(『岩波講座 日本通史7』岩波書店 一九九四年)
- (5) 豊田前掲論文(3)
- (6) 稲葉前掲論文(4)
- (7) 『兵範記』保元元年閏九月十八日条
- (8) 建久二年三月 後鳥羽天皇宣旨(『平安遺文』五二三号)
- (9) 戸田芳実「王朝都市と荘園体制」(『岩波講座 日

- (10) 本歴史4(古代4)『岩波書店 一九七六年』
- 網野善彦「中世前期における職能民の存在形態」(『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会 一九八八年)
- (11) 網野前掲論文(10)
- (12) 稲葉前掲論文(4)
- (13) 『中右記』永久二年三月十一日条
- (14) 『中右記』永久二年四月十五日条
- (15) 佐竹昭「平安中・後期の敍について」(『地域文化研究』第9巻 一九八四年)
- 稲葉佳代「平安後期における神社について」(『年中世史研究』第十一号 一九八六年)
- (16) 網野善彦「日本中世の非農業民と天皇」(岩波書店 一九八四年)
- (17) 保立道久「中世前期の漁場と庄園制」(『歴史評論』三七六号 一九八一年)
- 網野善彦「中世前期の瀬戸内海交通」(『瀬戸内の海人文化 海と列島文化9』小学館 一九九一年)
- (18) 久安三年九月「山城国賀茂御祖社司等請文」(『平安遺文』二六二八号)
- 大山喬平「院政時代の国衙と荘園」(『兵庫県史』第一巻 一九七四年)
- (19) 寛治六年八月五日 鴨御祖大神宮牒案(『平安遺文』一三一一号)
- (20) 網野善彦「荘園史の視角」(『講座 日本荘園史1』吉川弘文館 一九八九年)
- (21) 下向井龍彦「石清水八幡宮寺領安芸国呉保の成立」(『芸備地方史研究』一六六・一六七号 一九八九一年)
- (22) 河合正治「日本歴史新書 瀬戸内海の歴史」(至文堂 一九六七年)
- (23) 網野善彦「日本中世土地制度史の研究」(塙書房 一九九一年) 第一部第二章

- (24) 『兵範記』前掲史料 (7)
- (25) 網野前掲著書 (23) 第一章
- (26) 黒田日出男『中世成立期の民衆意識と荘園体制』
(『日本中世開発史の研究』校倉書房 一九八四年)
- (27) 黒田前掲論文 (26)
- (28) 下向井龍彦『王朝国家軍制研究の基本視角』「追討
官符」を中心にして (『王朝国家国政史の研究』吉
川弘文館 一九八七年) 「国衙と武士」 (『岩波講
座 日本歴史 6 古代 5』岩波書店 一九九五年)
- (29) 『中右記』永久二年三月九日条
- (30) 『長秋記』元永二年十二月二十七日条
- (31) 高橋昌明『清盛以前—伊勢平氏の興隆—』(平凡社
一九八四年) 第四章
- (32) 『朝野群載』大治四年三月「檢非違使移」
- (33) 『中右記』保延元年四月八日条・『長秋記』保延元
年四月八日条
- (34) 『長秋記』保延元年八月十九日条
- (35) 網野前掲著書 (2)